

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第七号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

- 一 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）第十一条
- 二 奈良県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月奈良県条例第二十六号）第十三条
- 三 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十六号）第四十三条第一項

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。